

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室[®])消費税 その32

ねましきん 値増金に係る 適格請求書の交付について

Q. 当社の行う建設工事等について、その建設工事等の引渡しの日において当該建設工事等の請負代金に係る請求書を交付しています。一方、建設工事等の請負契約に伴い収受する値増金については、相手方との協議によりその収入すべきことが確定することから、当初交付した請求書とは別に値増金に係る請求書を交付しています。この場合、それぞれ交付している請求書を適格請求書とすることで問題ないですか。

※値増金とは：請け負った工事について、資材の値上がり等に応じて請負代金を増額する場合の、増額分を言います。税務上は、一定の場合、値増金を収入することが契約において定められている場合には、工事等の引渡しの日に属する事業年度の益金の額に算入する。しかし、協議によりその収入すべきことが確定するについては、その収入すべき金額が確定した日の属する事業年度の益金の額に算入する。

A. 建設工事等の請負契約に伴い収受する値増金は、

当該建設工事等の対価の一部を構成するものですが、その金額の確定時期は区々であり、必ずしも建設工事等の引渡しの時までに確定するものではありません。

そのため、相手方との協議によりその収入すべきことが確定する値増金については、その収入すべき金額が確定した日の属する課税期間の課税標準額に算入することとしています（消費税法基本通達9-1-7）。

このように、ご質問の値増金は、相手方との協議によりその収入すべきことが確定した日の属する課税期間の課税標準額に算入することとしているため、当該値増金が建設工事等の対価の一部を構成するものであったとしても、当初交付している適格請求書とは別に当該値増金に係る適格請求書を交付することとなります。

この場合における適格請求書の次の記載事項は、当該値増金に係る金額を基礎として記載することとなります。

- ① 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ② 税率ごとに区分した消費税額等

(参考)

協同組合等において農産物の買取販売に係る販売代金の価格修正として組合員が受け取る事業分量配当金についても同様です。

(税制委員会:山口優子、木下茂登次、蒲生浩明 グループ稿)
(監修: 関東信越税理士会 松本支部)

第20回会員親睦ゴルフ大会開催

6月24日(土)あづみ野カントリークラブにおいて第20回会員親睦ゴルフ大会が開催され、17組66名が豊かな自然の中でゴルフを通じて親睦を深めました。

競技については団体戦と個人戦を実施。団体戦では豊科部会 Aチーム(下山邦雄氏、小川原浄氏、高山政登氏、遠山全一氏)、レディス部門では百瀬幸子氏、個人戦では下山邦雄氏がそれぞれ優勝しました。主な順位は下記のとおりです。

○主な成績 (敬称略)

【団体戦】		【レディス部門】		ネット	グロス	【個人部門】		ネット	グロス
優勝	豊科部会 A	優勝	百瀬 幸子	75.6	96	優勝	下山 邦雄	70.8	90
準優勝	混成 A	準優勝	二茅 秀子	76.0	106	準優勝	沖 健史	71.0	83
3位	塩尻部会	3位	沖 由美子	76.6	97	3位	百瀬 幸二	71.6	80
						ベスグロ	伊藤 修		74

また、今回もチャリティ募金を行い、参加された皆様から35,000円の篤志が集まりました。お預かりしました募金は「松本山雅フットボールクラブ」へのパートナーズスポンサー支援という形で使わせていただきたいと思います。皆様のご支援ありがとうございます。



見事団体戦で優勝した豊科部会 Aチームの下山さん(右)